

III 觀 光 行 政

1 沖縄観光の推移

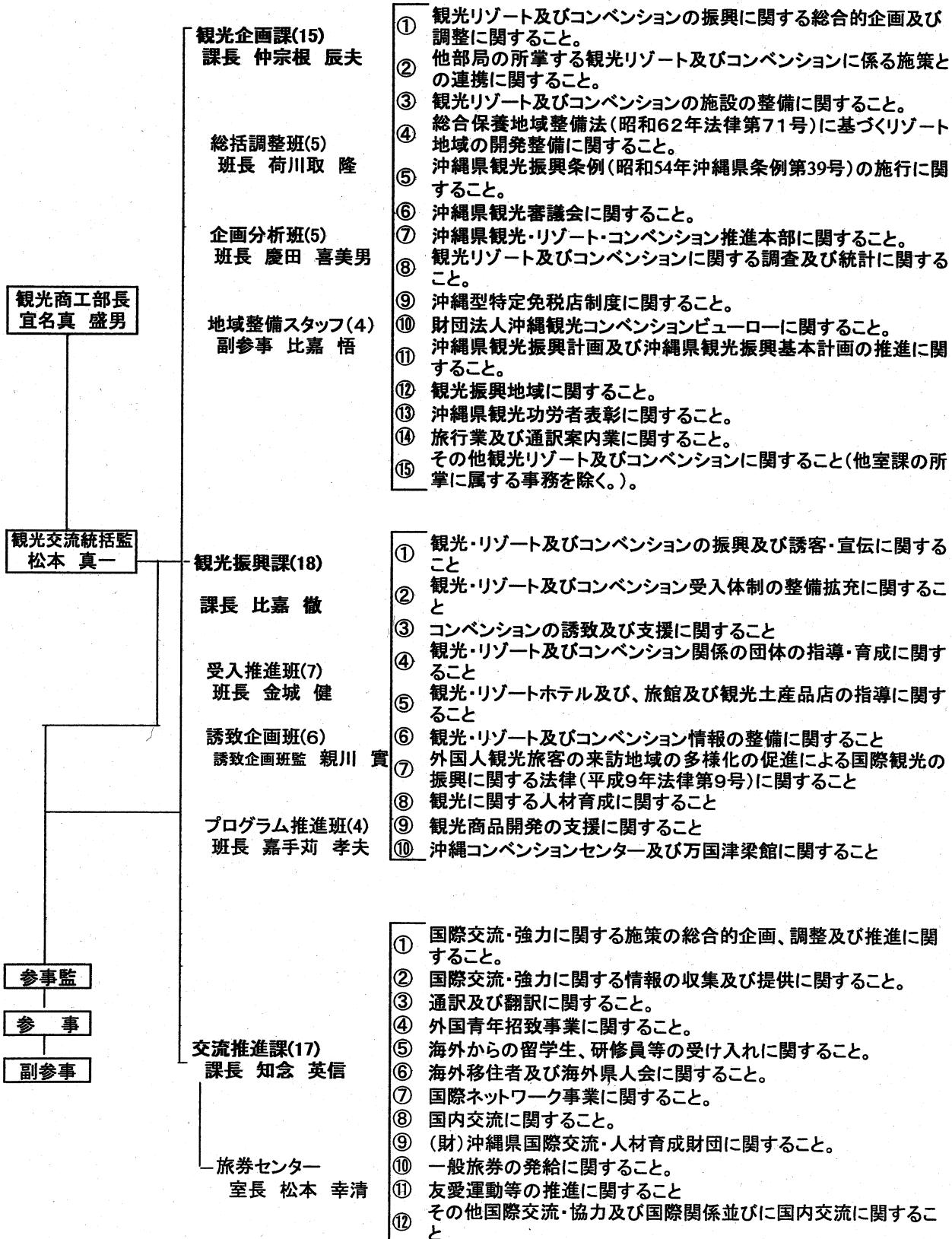
年	(西暦)	観光客数(人)	事項
昭和31	(1956)	13,204	
35	(1960)	20,811	工務交通局陸運課に観光係を新設
40	(1965)	64,278	通商産業局商工部観光課となる
41	(1966)	85,822	
42	(1967)	112,117	
43	(1968)	147,047	沖縄観光開発事業団設立。 (社) 沖縄県観光連盟設立 (沖縄観光協会・S29を発展的解消)。
44	(1969)	169,238	
45	(1970)	172,349	海中展望塔オープン
46	(1971)	203,769	
47	(1972)	443,692	ANAによる沖縄路線イメージキャンペーン 沖縄観光開発事業団を解散、 (財) 沖縄県観光開発公社を設立
48	(1973)	742,644	沖縄県リゾート開発公社設立
49	(1974)	805,255	
50	(1975)	1,558,059	沖縄国際海洋博覧会開催 那覇空港ターミナルビル完成 「ホテルムーンビーチ」オープン 県立国民宿舎「名護浦荘」供用開始
51	(1976)	836,108	沖縄県観光開発基本計画策定 (S51~60) (財) アクアポリス管理財団設立
52	(1977)	1,201,156	団体包括旅行割引運賃の実施 JAL沖縄キャンペーン開始 日本ハムファイターズ沖縄デーを設定 「沖縄久米島イーフビーチホテル」オープン
53	(1978)	1,502,410	海開き宣言開始 (S53~63) ANA沖縄キャンペーンスタート JAL那覇～香港定期航空路線開設 「ヴィラオクラマリゾート」オープン
54	(1979)	1,807,941	沖縄県観光振興条例制定 観光開発公社とリゾート開発公社が統合 日本アジア航空 那覇～台北定期航空路線開設 日本ハムファイターズ沖縄キャンプ開始 「はいむるぶし」オープン
55	(1980)	1,808,036	航空運賃引き上げ 中華航空 那覇～台北定期航空路線開設
56	(1981)	1,930,023	
57	(1982)	1,898,216	航空運賃引き上げ 広島東洋カープ沖縄キャンプ開始
58	(1983)	1,851,994	「万座ビーチリゾートホテル」オープン
59	(1984)	2,053,500	花のカーニバル開催 「宮古島東急リゾート」オープン
60	(1985)	2,081,900	航空機墜落事故 JAL札幌便 (1月～3月)、ANA大分便開設
61	(1986)	2,028,800	沖縄県観光振興基本計画 (第2次) 策定 國際観光モデル地区指定 (財) 沖縄コンベンションセンター設立 SWAL松山便、ANA広島便開設
62	(1987)	2,250,700	海のカーニバル開催 海邦国体開催 沖縄コンベンションセンター大展示棟オープン オキナワコンベンションピューロー設立 横浜大浴ホエールズ、中日ドラゴンズ沖縄キャンプ開始 「サンマリーナホテル」「かりゆしビーチリゾートホテル」オープン
63	(1988)	2,395,400	サントピア沖縄開催 コンベンションセンター指定 航空機利用修学旅行に国庫補助可 JAS東京便参入 SWAL岡山便開設 「ラマダルネッサンスリゾートオキナワ」「残波ロイヤルホテル」オープン
平成元年	(1989)	2,671,100	JAS東京便参入 SWAL岡山便開設 「ラマダルネッサンスリゾートオキナワ」「残波ロイヤルホテル」オープン
2	(1990)	2,958,200	めんそれ県民運動推進協議会設立 通行税廃止 SWAL東京～宮古便開設 「リゾート沖縄マスタープラン」策定 沖縄県観光・コンベンション推進連絡協議会 (財) アクアポリス財団解散 沖縄コンベンションセンター劇場棟オープ 第1回世界のウチナーンチュ大会開催 めんそれ県民運動推進協議会より「かりゆしウェア」の名称を発表 JAL名古屋便開設
3	(1991)	3,014,500	「沖縄トロピカルリゾート構想」承認 SWAL小松便開設
4	(1992)	3,151,900	沖縄県観光振興基本計画 (第3次) 策定 首里城公園開園 SWAL大阪～宮古便開設 SWAL名古屋・山形便開設 アシアナ航空 那覇～ソウル定期航空路線開設 オリックスブルーウェーブ沖縄キャンプ開始 「ラグナガーテンホテル」オープン
5	(1993)	3,186,800	沖縄コンベンションセンター及び県観光開発公社の副理事長職を常勤 JTA東京～石垣便 ANA高松便開設 「ロワジールホテル」「リザンシーパークホテル」オープン
6	(1994)	3,178,900	沖縄県観光開発公社と沖縄県観光連盟が統合し (財) 沖縄ビジターズピューロー設立 (財) 沖縄ビジターズピューローと (財) 台湾観光協会が「観光協力に関する協定」パレットくもじ観光案内所設置 (財) 沖縄マリンセーフティーピューロー JTA大阪～石垣便 JAL福島便開設 「ホテル日航アリビラ」オープン
7	(1995)	3,278,900	「沖縄県観光振興基本計画中期行動計画」策定 「美ら島おきなわ観光宣言」 沖縄デステイネーション開発協議会開催 OVB韓国事務所、台湾事務所開設 「大琉球・まつり王国」の開催 第2回世界のウチナーンチュ大会開催 「かりゆしアーバンリゾート那覇」オープン ANA新潟便 JAS大阪便開設
8	(1996)	3,459,500	(財) 沖縄ビジターズピューロー、(財) 沖縄コンベンションセンター、オキナワコンベンションピューローの観光3団体を統合し (財) 沖縄観光コンベンションピューロー発足 TAP 9 O'Sの開催 プロ野球教育リーグ「ハイサイ沖縄リーグ」開催
9	(1997)	3,867,200	「世界帆船フェスティバル in 沖縄」開催 プロ野球「ファーム日本選手権」開催 ANK福岡～石垣便他、10路線開設 「カヌチャベイホテル」「ザ・ブセナテラスピーチリゾート」オープン
10	(1998)	4,126,500	沖縄出身アーティストの躍進 沖縄で「第2回島嶼観光政策フォーラム」「第10回アジアベテランズ陸上競技選手権大会」開催 ANK福岡便、ANK広島～石垣便、JAS青森便、JTA高知便開設
11	(1999)	4,558,700	沖縄特定免税店オープン (那覇空港内)
12	(2000)	4,521,200	万国津梁館完成 「九州・沖縄サミット首脳会合」開 「琉球王朝グスク及び関連遺産群」世界遺産登録 沖縄県平和記念資料館開館 第1回沖縄の観光を考える百人委員会 ヤクルトスワローズキャンプ沖縄開始 中国西北航空 那覇～上海定期航空路線開設
13	(2001)	4,433,400	NHK連続朝のテレビ小説「ちゅらさん」放映により沖縄の注目度が急上昇 米国同時多発テロ事件に伴う修学旅行を中心としたキャンセルが相次ぎ県経済に打撃
14	(2002)	4,834,500	テロ事件以降、旅行商品の低価格化が問題に 「沖縄県観光振興基本計画」「沖縄県観光振興計画」策定 沖縄で「第6回島嶼観光政策フォーラム」開催 復帰30周年記念「全国エイサー道ジュニー」実施
15	(2003)	5,084,700	美ら海水族館リニューアルオープン 那覇空港内にDFS株式会社の免税店開業 SARS問題、イラク戦争勃発 万国津梁館オーシャンホール完成 阪神タイガースキャンプ開始
16	(2004)	5,153,200	沖縄都市モノレール「ゆいレール」開業 フィリピン航空 那覇～マニラ定期航空路線開設 国立劇場おきなわオープン
17	(2005)	5,500,100	空港外免税店DFSギャラリア・沖縄オープン 東北楽天ゴールデンイーグルス久米島キャンプ開始 「第2次沖縄県観光振興計画」策定 第46回米州開発銀行年次総会開催

2 観光関係行政組織の沿革

- 昭和35年1月 工務交通局陸運課に観光係が新設された。
- 昭和36年8月 行政府機構改革に伴い従前の陸運課観光係は廃止となり、経済局に観光課が設置された
- 昭和39年10月 経済局職員定数規定の改正により、企画宣伝係、施設管理係が置かれた。
- 昭和40年8月 行政府機構改革に伴い通商産業局商工部観光課となった。施設管理係は施設整備係と改められた。
- 昭和42年4月 琉球政府は沖縄の観光事業の振興を図る目的で、日本における観光事業推進の中央機関である日本観光協会に加盟した。
- 昭和47年5月 沖縄県発足により労働商工部観光課となった。
- 昭和49年4月 機構改革により、公園係は環境保健部自然保護課へ移管。
- 昭和50年8月 企画調査係を新設。
- 昭和51年4月 行政組織規則の一部改正により労働商工部の部内局として観光振興局が設置され、内部課として観光第一課と観光第二課が置かれた。
- 昭和54年8月 行政組織規則の改正により観光振興局を廃止し、商工観光部観光企画課、観光指導課に機構改革。
- 昭和56年4月 観光指導課に心ゆたかなふるさとづくり（CGG）推進班を設置。
- 昭和58年4月 行政組織規則の一部改正により、商工観光部を廃止、商工労働部の部内局として観光・文化局が設置され、局内課として観光開発課と観光指導課が置かれた。
- 昭和63年4月 心ゆたかなふるさとづくり（CGG）推進班を企画開発部振興開発室に移管。
- 平成元年4月 観光開発課と観光指導課を統合して観光振興課を設置。
- 平成2年2月 部瀬名開発班を設置した。
- 平成5年4月 県民会館建設室（臨時組織）を廃止し、業務を観光振興課に引継。
- 観光振興課の部瀬名開発班と振興開発室のリゾート班を統合し、観光振興課にリゾート振興班を設置。
- 平成9年4月 観光振興課の誘客宣伝係を廃止し、業務を観光推進係に引継。
- 平成10年4月 行政組織規則の一部改正により、観光文化局が観光リゾート局となる。
- 平成12年8月 國際会議等の積極的誘致を図るため、観光リゾート局内に國際会議等誘致プロジェクトチームを設置した。
- 平成13年4月 行政組織規則の一部改正により、観光企画課と観光振興課を設置。また、観光振興課内に、國際会議誘致班が設置された。
- 平成14年4月 観光行政における企画・分析業務の強化等を図るため、観光企画課内に総括調整班、企画分析班、地域整備班を設置。
- 平成14年5月 第46回米州開発銀行年次総会沖縄誘致協議会を設置し、観光リゾート局内に事務局を置いた。
- 平成15年8月 第46回米州開発銀行年次総会沖縄誘致協議会は同総会沖縄開催実行委員会として再編成され、（財）沖縄観光コンベンションビューローに事務局を置いた。
- 平成17年4月 観光リゾート産業の一層の振興をはかるため、行政組織規則の一部改正を行い、商工労働部観光リゾート局を廃止して観光商工部を設置するとともに、観光企画課、観光振興課、交流推進課の観光交流部門を総括する観光交流統括監を配置して組織体制の強化を図った。

3 観光交流部門組織・事務分掌

平成18年4月1日現在



4 平成18年度観光リゾート関係重点施策

部門別施策

第1 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保

(1) 質の高い観光・リゾート地の形成

国際的な質の高い観光地の形成に向け、観光振興地域等における自然環境に配慮した観光利便施設や世界遺産周辺地域の整備を図るほか、観光のバリアフリー化を促進します。

また、多様な観光ニーズに対応するため、質の高い人材の確保に努めます。

併せて、エコツーリズム等の体験・滞在型観光やリゾートウェディングを推進するとともに、

「食」を活用した観光の魅力向上に努めます。

観光客数565万人を目標に、積極的な誘客プロモーションを展開し、特に、海外事務所等を活用した海外の誘客活動を強化します。

さらに、国際会議等各種会議や国内外のスポーツコンベンション及び企業インセンティブツアーの誘致を促進するとともに、第4回太平洋・島サミットの成功に向け取り組みます。

部門別 施 策	事 業 名	事 業 概 要	課 (室) 名	事業主体
質の高い観光・リゾート地の形成	1 離島観光振興地域等整備事業	離島地域を観光地として更に発展させ、同地域の振興を図っていくため、国外からの観光客にも対応できる観光案内板や標識の設置、観光客の快適性を向上させるための休憩施設、駐車場等お利便施設を整備する。	観光企画課	県市町村
	2 離島地域における環境配慮型観光利便施設検討モデル事業	沖縄の離島地域の有する条件に適合した環境配慮型の観光利便施設の技術・内容等について検討を行う。	観光企画課	県市町村
	2 世界遺産周辺整備事業	沖縄に所在する歴史文化遺産を有効に活用し、沖縄観光の更なる振興を図る観点から「琉球王国のグスク及び関連遺産群」周辺を整備し、観光客の利便性の向上による沖縄観光のイメージアップを図る。	観光企画課	市町村
	4 観光バリアフリー化推進事業	本県の地域特性等を踏まえたバリアフリー観光のあり方を調査・検討するとともに、障害者等への接遇研修や情報発信など受入体制の整備を行う。	観光企画課	県
	5 沖縄における環境保全型観光促進事業	平成14年度から平成16年度に実施したエコツーリズム推進事業の重点地域及び周辺において生じている問題の解決を推進するとともに、自然保護と観光振興の両立を図るためにエコツーリズム推進に関する指針の策定に向けて取り組む。	観光企画課 観光振興課	県市町村
	6 観光誘致対策事業	国内外において、体験滞在型観光、健康保養型観光等のPRキャンペーンやメディアを活用した誘客広報宣伝、県イベントの実施等を行う。	観光振興課	県
	7 中国観光客誘致重点地域開拓事業	上海、北京等の中国中核地域において、沖縄の知名度向上を図るとともに新規を取り込むため、各種観光誘客対策を実施する。	観光振興課	県
	8 「食」の活用による沖縄観光推進モデル事業	沖縄観光における「食」の地位を高めるとともに、多様なニーズに対応した沖縄観光の新たな魅力の創出を図り、低迷している観光消費額の向上及び沖縄観光の平準化を目指す。	観光企画課	県
	9 第4回太平洋・島サミット事業	第4回太平洋・島サミットの開催を支援し、コンベンションアーランド沖縄の形成を推進する。	交流推進課	県
	10 コンベンション振興対策事業	国際会議をはじめ各種コンベンション及びスポーツコンベンションの誘致・支援を行う。	観光振興課	県

5 平成18年度当初予算措置状況

(一般会計)

事項名	事業名 (略科目・事項・事業コード)	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	事業内容
観光企画課	観光総務費 運営費(観光企画課)	3,041	1,585	課の運営経費
	一般観光事業費 部瀬名岬地域再開発事業費	36,783	0	事業終了(ワセナリゾート㈱の人事費補助)
	〃 観光行政推進事業費	6,008	6,280	観光功労者表彰関係経費、関係機関等との調整費等
	〃 島嶼観光政策フォーラム推進費	3,325	1,958	韓國濟州島で開催されるフォーラムに参加する経費
	〃 観光統計実態調査事業	17,856	17,291	航空乗客アンケート調査、観光客満足度調査等
	〃 北海道観光・物産情報センター事業	13,144	13,823	北海道における観光・物産情報の発信・収集等の委託業務
	〃 沖縄観光等産業間連携推進事業	28,335	0	事業終了
	〃 沖縄空手交流推進事業	30,081	0	事業終了
	〃 観光ハリアフリー化推進事業	39,193	27,797	パリアフリー観光のモデルツアーの実施及び対応策の検討等
	〃 食の活用による沖縄観光モデル推進事業	0	30,000	沖縄の「食」を活用した新たな観光メニューの検討・開発に要する経費
	観光関係団体育成費 沖縄観光コンベンションビューロー運営事業費	164,805	142,652	県派遣職員及びOCVB職員の人事費補助、OCVB運営費の補助等
	観光施設整備事業費 観光振興地域等整備事業	118,558	42,734	離島の観光振興地域等における観光案内標識等の整備
	〃 世界遺産周辺整備事業	549,909	189,659	「琉球王国のグスク及び関連遺産群」における周辺施設整備等
	〃 エコツーリズム促進モデル事業	0	31,966	エコツーリズム先進地域で発生している環境負荷等の問題への対応策の検討
	〃 離島地域における環境配慮型観光利便施設モデル事業	0	47,309	離島地域の有する条件に適合した観光利便施設の検討
観光指導強化費	旅行業指導育成事業費	478	372	旅行業の登録及び調整、通訳案内業の登録
リゾート開発計画調査費	リゾート開発計画調査費	1,158	811	リゾート開発計画の整備促進に要する経費
観光振興課	観光総務費 運営費(観光振興課)	2,155	2,832	課の運営経費
	観光施設整備事業費 國際観光テーマ地区整備事業費	600	510	国際観光テーマ地区の整備に要する経費
	観光指導強化費 めんこーれ沖縄県民運動推進事業	3,043	2,587	県民の観光意識向上のための県民運動の推進に要する経費
	〃 沖縄観光コンベンションビューロー補助事業費	165,823	151,099	OCVB県外・海外事務所、観光案内所、観光情報センターの運営費補助
	〃 観光振興事業費	2,890	2,890	国内外における広報宣伝等を日本観光協会と共同で実施するための拠出金
	〃 観光産業人材育成事業	56,340	0	事業終了
	〃 ちゅら島観光地形成推進事業	53,118	32,871	質の高い観光・リゾート地の形成に向けた受入体制の強化
	〃 台風時航空輸送対策システム構築事業	18,158	3,000	台風時の那覇空港における混雑軽減のため、ITを活用したシステム開発等具体化方策の検討
	観光宣伝誘致強化費 観光誘致対策事業費	431,647	292,938	国内外誘客プロモーション及び観光関連業界とのタイアップ事業、各イベントの支援等に要する経費
	〃 フィルムオフィス推進事業	16,929	15,165	映画やテレビ番組のロケ撮影の誘致・支援を行う「フィルムオフィス」への補助
	〃 沖縄離島地域観光情報発信事業	80,051	0	事業終了
	〃 中国觀光客誘致重点地域開拓事業	0	40,000	中国における沖縄の知名度向上を図り、観光誘客対策を行うための経費
	コンベンション振興対策費 沖縄コンベンションセンター管理運営事業費	440,338	108,321	沖縄コンベンションセンターの管理運営・使用料徴収事務の委託経費
	〃 コンベンション振興対策事業費	141,325	28,184	国際会議等各種コンベンション及びスポーツコンベンションの誘致・支援に要する経費
	〃 万国津梁館管理運営事業費	229,632	127,984	万国津梁館の管理運営・使用料徴収事務の委託経費
	〃 第46回米州開発銀行年次総会開催推進事業	50,249	0	事業終了
(目)観光費	合計	2,704,972	1,362,618	

6 観光予算〔(目) 観光費〕の推移

(単位:千円)

(目) 観光費 事 項	平成 9 年度		平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		H17~H18増減額 (A) - (B)			
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
観光総務費	6,047	6,306	5,399	4,797	4,317	5,866	6,280	6,113	5,196	4,417	4,417	△779												
一般観光事業費	51,666	96,966	2,138,484	62,290	855,876	427,271	135,388	214,029	174,725	97,149	97,149	△77,576												
観光関係団体育成事業費	243,350	275,536	324,071	162,220	163,764	150,593	155,423	213,054	164,805	142,652	142,652	△22,153												
観光施設整備事業費	131,131	34,206	18,990	11,203	8,095	372,627	600,156	929,625	669,067	312,178	312,178	△356,889												
観光地修景綠化事業費	8,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												0
観光指導強化費	236,685	274,014	255,882	319,192	280,579	467,687	420,981	571,924	299,850	192,819	192,819	△107,031												
観光宣伝誘致強化費	511,988	509,812	564,000	580,106	636,303	729,683	825,193	621,427	528,627	348,103	348,103	△180,524												
コンベンション振興対策費	570,720	468,625	1,425,401	648,988	853,723	1,267,955	783,105	1,052,721	861,544	264,489	264,489	△597,055												
リゾート開発推進費	2,496	37,458	2,544	2,894	2,641	4,882	1,871	1,653	1,158	811	811	△347												
	1,762,243	1,702,923	4,734,771	1,791,690	2,805,298	3,426,564	2,928,397	3,610,546	2,704,972	1,362,618	1,362,618	△1,342,354												

※平成 18 年度当初予算額は、対前年度比 13 億 4, 235 万 4 千円、4.9. 6 % の減となっている。

※平成 18 年度当初予算減の主な理由

- ①沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館に指定管理者制度を導入したことによる予算計上方法の変更
- ②IDB 沖縄総会開催事業や離島地域観光情報報発信事業等、予算額の大きな事業が平成 17 年度に終了したこと
- ③世界遺産周辺の整備が進み、事業が縮小したこと
- ④厳しい財政状況による予算の減

7 県立会議施設の管理状況

(1) 県立会議施設の概要

① 沖縄コンベンションセンター

1 供用開始年月日	昭和62年9月(展示場、会議棟A)、平成2年8月(劇場)、平成12年5月(会議棟B)		
2 設置目的	国際、国内コミュニケーションの場としてのコンベンションを誘致・推進し、本県の産業経済及び文化の振興に寄与する。		
3 施設の概要			
(1)所在地	宜野湾市真志喜4丁目3番1号		
(2)敷地	55, 553m ²		
(3)総事業費	約108億円		
(4)施設の規模	延べ床面積 20, 928m ²		
展示場 A会議場	7, 464m ² (5000人収容) 2, 366m ²	SRC(一部RC造) RC造	地下1階 地上2階 地下1階 地上2階
会議場A1(500人)			
会議場A2(105人)			
会議場A3(30人)			
B会議場	1, 879m ²	RC造	地下1階 地上2階
会議場B1(226人)			
会議場B2(112人)			
会議場B3~7(49人／1室)			
※会議室の収容人員はシアター形式の場合			
劇場	9, 219m ²	SRC造	地下1階 地上7階(1, 709人収容)

② 万国津梁館

1 供用開始年月日	平成12年8月1日(サミットホール、サンセットラウンジ、カフェテラス) 平成15年7月1日(オーシャンホール、ビジネスルーム)		
2 設置の目的	国際、国内コミュニケーションの場としてのコンベンションを誘致・推進し、本県の産業経済及び文化の振興に寄与する。		
3 施設の概要			
(1)所在地	名護市字喜瀬部瀬名原1792番地		
(2)敷地面積	26, 621m ²		
(3)総事業費	約40億円		
(4)施設の規模	建築延床面積4900. 32m ² ホール面積		
サミットホール	441m ² (500人)	RC造	地下1階 地上2階
サンセットラウンジ	180m ²	RC造	地下1階 地上1階
カフェテラス	140m ²	RC造	地上1階
オーシャンホール	323m ² (340人)	RC造	地下1階 地上2階
ビジネスルーム	36m ²	RC造	地上1階
貴賓室	40m ²	RC造	地上1階
※会議室の収容人員はシアター形式の場合			

(2) 県内で開催された主な国際会議

(平成18年11月現在)

- (1) 九州・沖縄サミット首脳会合 (H12.7/21~7/23)
- (2) アジア開発基金第7次財源補充会議 (H12.9/6~9/7)
- (3) 第9回アジア地域土木研究所長会議 (H12.10/16~10/19)
- (4) 第10回国際フリーラジカル学会 (H12.10/21~10/22)
- (5) 日韓建設経済交流会議 (H12.11/1)
- (6) 感染症対策沖縄国際会議 (H12.12/7~12/8)
- (7) 第28回東亜経済人会議 (H12.12/7~12/8)
- (8) アジアの声・ミレニアム・フォーラム (H13.3/10~3/11)
- (9) ウィリアムズ・バーグ会議 (H13.3/17~3/19)
- (10) 第30回アジアスコール大会 (H13.5/25~5/27)
- (11) 第10回国海洋天然物化学国際シンポジウム (H13.6/23~6/29)
- (12) 第15回国際セミナー (H13.7/15~7/17)
- (13) 沖縄国際長寿会議 (H13.11/11~11/13)
- (14) 第15回日本・EUジャーナリスト会議 (H14.2/27~3/1)
- (15) EMEAP (東アジア・オセania中央銀行役員会議決裁システム・ワーキンググループ会合
(H14.3/6~3/8))
- (16) サハリンフォーラム2002 (H14.3/26~27)
- (17) 第14回マルチメディアフェア沖縄2002 (H14.6/12~6/15)
- (18) 国際顎顔面補綴学会学術会議 (H14.10/2~10/5)
- (19) 第6回島嶼観光政策フォーラム (H14.10/13~10/16)
- (20) 第11回国際地域土木研究所長等会議 (H14.10/21~10/24)
- (21) ITによる科学能力開発国際会議 (H15.1/15~1/18)
- (22) ヘテロ構造マイクロエレクトロニクス会議 (H15.1/21~24)
- (23) 第4回アジア原子力協力フォーラム (FNCA) コーディネーター会合
(H15.3/5~3/7)
- (24) 第3回太平洋・島サミット (H15.5/16~5/17)
- (25) 国連アジア太平洋地域地図会議 (H15.7/14~7/18)
- (26) 第5回インフルエンザ制圧国際会議 (H15.10/7~10/11)
- (27) 2003年TOYOTA世界大会 (H15.10/25~10/28)
- (28) 第4回FNCA大臣級会合 (H15.12/2~12/3)
- (29) 第4回環太平洋不妊会議 (H16.3/8~3/11)
- (30) 第10回国際サンゴ礁シンポジウム (H16.6/28~7/2)
- (31) 第46回米州開発銀行年次総会 (H17.4/10~4/12)
- (32) 第6回重力波に関する国際会議(AMALDI 6) (H17.6/19~6/24)
- (33) 第4回非線形解析学と凸解析学に関する国際会議(NACA 2005)
(H17.6/30~7/3)
- (34) JOSKAS2006 (H18.6/8~6/10)
- (35) 第47回日本人間ドック学会学術大会 (H18.9/14~9/15)

○今後、沖縄県内で開催予定の主な国際会議

- (1) 第5回東アジア生物物理学シンポジウム・第44回日本生物物理学年会-合同会
(H18.11/13~11/16)
- (2) ジェロントロジー国際総合会議2007 IN OKINAWA (H19.3/1~3/4)
- (3) 第21回太平洋学術会議 (H19.6/12~6/18)

【資料1】沖縄コンベンションセンター利用実績(昭和62年度～平成17年度)

a 催別件数

		昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計	割合
国際会議	小計	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	計	1.9%
コンサート・演劇	78	154	185	290	363	338	390	434	376	372	390	395	357	482	512	453	607	499	497	7,172	98.1%	
展示会	1	1	1	1	1	4	4	4	2	8	12	7	6	19	8	10	15	23	12	141	1.9%	
フェスティバル	1	6	4	6	8	7	5	8	6	7	10	12	7	13	3	5	1	7		491	6.7%	
研修・会議	29	57	101	128	136	125	173	198	145	133	180	174	66	204	165	107	152		109	1.5%		
大会・講演会	3	20	25	49	77	85	95	53	65	30	65	91	71	92	116	86	88		2,273	31.1%		
シンポジウム	4	1	1	4	8	5	1	1	1	4	11	4	13	10	11	10	3		92	1.3%		
その他の	19	42	28	42	55	37	92	76	116	29	4	93	78	127	167	254		1,296	17.7%			
計	80	156	186	291	364	342	394	438	378	380	402	402	363	501	520	463	622	522	509	7,313	100%	

b 入場者数

		昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計	割合
県内入場者数	県外入場者数	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	計	94.9%
県内入場者数	267,649	406,527	443,275	736,548	801,136	696,919	802,880	1,030,846	973,154	822,513	690,987	792,897	660,329	616,619	584,650	538,741	826,705	493,228	786,804	12,972,447	804	11.0%
外国人入場者数	5,967	13,000	13,250	11,005	15,007	40,280	40,025	23,723	57,744	37,794	28,876	43,824	59,742	49,097	37,732	58,223	60,133	40,122	33,157	668,701	4,9%	
計	273,616	419,607	457,045	749,733	816,823	738,299	843,785	1,055,692	1,035,615	861,262	721,084	839,229	722,016	669,049	626,255	597,835	888,918	537,629	822,132	13,675,424	100%	

c 稽働率

		昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計	平均
全休	稼働	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	計	平均
(利用日数)b	120	206	235	295	308	293	320	326	314	305	307	308	321	318	326	326	302	301	5,533	86.0%		
稼働率(b/a)	63.2%	61.5%	85.3%	88.3%	88.8%	85.4%	93.3%	92.6%	92.6%	92.6%	89.2%	90.3%	93.3%	93.3%	95.3%	95.3%	93.3%	93.3%	84.1%	83.8%	86.0%	
(利用日数)b	77	89	99	123	146	160	155	171	199	203	193	204	177	197	176	176	179	178	153	160	2,725	50.6%
稼働率(b/a)	40.5%	26.5%	29.2%	35.4%	42.4%	47.1%	45.0%	49.8%	56.5%	59.9%	56.4%	59.3%	51.9%	56.8%	46.9%	57.9%	54.4%	52.7%	49.7%	48.3%	3,080	
展示場	77	123	144	162	194	152	187	152	183	187	147	172	186	158	158	158	176	177	167	167	3,080	40.8%
稼働率(b/a)	40.5%	36.7%	42.4%	46.8%	56.2%	44.7%	45.3%	44.3%	53.3%	53.3%	43.4%	50.3%	54.1%	51.3%	51.3%	51.3%	50.3%	50.3%	48.6%	48.6%		
会議場	77	335	340	346	345	340	343	343	343	352	339	344	341	347	341	347	341	347	341	347	340	359
稼働率(b/a)	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	40.5%	359	6,388
開館日数	a	190	335	340	346	345	340	343	343	343	352	339	344	341	347	341	347	341	347	341	347	340
開館日数 c																				金額2,319,732,308,723,335,722		

*劇場の統計は平成22年以降

*展示場の平成10年度の開館可能日数は床面改修工事の為323日

*会議場の供用開始は平成12年5月以降、12年度の開館可能日数319

*劇場の平成14年度の開館可能日数は席数7,733日

*展示場の平成14年度の開館可能日数は屋根改修工事の為283日

*展示場の平成15年度の開館可能日数は屋根改修工事の為272日

*各施設の平成16年度の開館可能日数はDBIに係る工事や点検等の為、上記表のとおりとなった。

【資料2】万国津梁館過去の利用実績(平成12年度～平成17年度)

a 國際等別会議件数

	平成12年度 2000年度	平成13年度 2001年度	平成14年度 2002年度	平成15年度 2003年度	平成16年度 2004年度	平成17年度 2005年度	計	割合
国際会議	13	24	11	12	12	19	91	15.8%
国内会議	59	60	28	59	115	163	484	84.2%
計	72	84	39	71	127	182	575	100.0%

b 入場者数

	平成12年度 2000年度	平成13年度 2001年度	平成14年度 2002年度	平成15年度 2003年度	平成16年度 2004年度	平成17年度 2005年度	計	割合
県内入場者数	3,873	4,213	2,509	3,000	3,298	3,034	19,927	28.3%
県外入場者数	4,201	6,350	3,702	7,103	9,904	14,034	45,294	64.2%
外国人入場者数	344	806	198	1,699	1,168	1,062	5,277	7.5%
計	8,418	11,369	6,409	11,802	14,370	18,130	70,498	100%

d 稼働率

	平成12年度 2000年度	平成13年度 2001年度	平成14年度 2002年度	平成15年度 2003年度	平成16年度 2004年度	平成17年度 2005年度	計	平均
全体								
(利用日数)b	96	152	69	129	139	168	753	38.7%
稼働率(b/a)	43.0%	44.4%	20.4%	38.7%	38.7%	46.8%		
サミットホール				333				
(利用日数)b	96	152	69	107	105	115	644	33.6%
稼働率(b/a)	43.0%	44.4%	20.4%	32.1%	29.2%	32.0%		
オーシャンホール				247				
(利用日数)b	—	—	—	65	69	68	202	
稼働率(b/a)				26.3%	19.2%	18.9%		21.5%
サンセットラウンジ								
(利用日数)b	—	—	—	—	70	108	178	
稼働率(b/a)					19.5%	30.1%		24.8%
開館日数 a	223	342	338	333	359	359	1,954	

*平成12年は8月から統計を開始、同年の開館日数は223日

*オーシャンホールの供用開始は平成15年7月1日以降より

*サンセットラウンジの単独供用開始は平成16年4月1日以降より

8 県内の観光関連イベント実施状況（平成17年度）

イベント名	開催期日	場所	市町村	入場者等 延べ人数 (人)	うち県外・海 外客 延べ人数 (人)	開催者
第21回全日本トライアスロン宮古島大会	4.17(日)	宮古島一円	平良市	1,500	1,234	宮古広域圏事務組合・琉球新報社
2005石垣島トライアスロン大会	5.15(日)	石垣市	石垣市	1,049	685	石垣島トライアスロン大会組織委員会
第19回ANAカップ万座ビーチボテル&リゾート ピルフィッシュトーナメント	5.19(木)～5.22(日)	万座ビーチを基地とした近海	恩納村	39	23	万座ビーチホテル&リゾート
第6回ビーチバレー宮古島大会	6.4(土)～6.5(日)	下地町与那覇前浜(ウインディまいばま)	下地町	722	114	ビーチバレー宮古島大会実行委員会
第4回今帰仁オープンウォータースイムレース大会	6.4(土)～6.5(日)	今帰仁村ウッパマビーチ	今帰仁村	563	415	今帰仁オープンウォータースイムレース大会実行委員会
第23回ピースフルラブ・ロックフェスティバル2005	7.2(土)～7.3(日)	沖縄市野外ステージ	沖縄市	3,750	250	ピースフルラブ・ロックフェスティバル実行委員会
第41回青年ふるさとエイサー祭り・第3回全国エイサーフェスティバル	7.9(土)～7.10(日)	北谷町北谷公園 陸上競技場	北谷町	60,000		青年ふるさとエイサー祭り・全国エイサーフェスティバル実行委員会
第27回海洋博公園花火大会	7.16(土)	国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区	本部町	40,059		海洋博公園花火大会実行委員会
第19回シーポートちやたんカーニバル	7.30(土)～7.31(日)	北谷公園サンセットビーチ	北谷町	110,000	3,800	シーポートちやたんカーニバル実行委員会
2005夏祭りin那覇「1万人のエイサー踊り隊」	7.31(日)～8.7(日)	国際通り	那覇市	120,000	10,000	夏祭りin那覇実行委員会
第27回名護市長杯争奪全島職域ハーリー大会	8.7(日)	名護漁港構内	名護市	2,595		第27回名護市長杯争奪全島職域ハーリー大会実行委員会
第50回沖縄全島エイサーまつり	8.26(金)～8.28(日)	コザゲート通り、中之町社交街、沖縄市コザ運動公園	沖縄市	317,067	13,650	沖縄全島エイサーまつり実行委員会
平成17年度首里城公園観月会「琉球王朝-中秋の宴」	9.16(金)～9.18(日)	首里城公園	那覇市	13,254		内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所
第35回那覇まつり	10.8(日)～10.10(月)	那覇市内	那覇市	795,000		那覇まつり実行委員会
第35回那覇大綱挽	10.9(日)	国道58号線久茂地交差点	那覇市	285,000	10,000	那覇大綱挽保存会
平成17年度いざな88トライアスロン大会	10.10(日)	伊是名村内	伊是名村	853	350	伊是名村
2005久米島マラソン	10.23(日)	久米島町仲里野球場	久米島町	1,276	672	久米島町沖縄マスターズ陸上競技連盟
サントピア沖縄	10.23(日)～12.13(火)	県内各地	各地	34,032	8,473	サントピア沖縄・ふれあいフェス夕実行委員会
平成17年度首里城祭	10.28(金)～10.30(日)	首里城公園、那覇国際通り	那覇市	30,538		首里城祭実行委員会
第5回全島旗頭フェスティバル 第2回RYUKYU民族の祭典	11.4(金)～11.6(日)	パレット久茂地、奥武山公園多目的広場	那覇市	8,000	2,000	RYUKYU民族の祭典実行委員会
第4回尚巴志ハーフマラソン in SASHIKI	11.6(日)	佐敷町	佐敷町	7,503	148	尚巴志ハーフマラソン実行委員会、佐敷町
第17回ツール・ド・おきなわ2005	11.12(土)～11.13(日)	北部12市町村	北部市町村	2,424	1,325	ツール・ド・おきなわ協会、北部広城市町村圏事務組、合日本サイクリング協会、日本自転車競技連盟
東御廻い国際ジョイアスロンin知念村	11.19(土)～11.20(日)	あざまサンサンビーチ	知念村	1,058	32	東御廻い国際ジョイアスロン大会推進本部
第16回イチャリバチャーデーJAL琉球民謡大会	12.1(木)	ホテル日航那覇グランドキャッスル	那覇市	13	13	(株)日本航空インターナショナル
第21回NAHAマラソン	12.4(日)	平和祈念コース(南部6市町村)	南部市町村	19,846	5,025	那覇市、南部広城市町村圏事務組合
平成17年度130万県民「平和の光」	12.23(金)～1.3(火)	糸満市糸満観光農園	糸満市	73,700	3,685	130万県民「平和の光」実行委員会
宮古島100キロワイドーマラソン大会	1.15(日)	宮古島全域	宮古島市	634	513	宮古島陸上競技協会、宮古島100キロワイドーマラソン大会
第4回石垣島マラソン大会	1.22(日)	石垣市中央運動公園	石垣市	2,500	900	石垣島マラソン大会実行委員会
ALL Japan Pro-Am Windsurfing Events OKINAWA CUP	2.3(金)～2.5(日)	名城ビーチ	糸満市	740	107	OKINAWA CUP実行委員会
沖縄国際洋蘭博覧会	2.3(金)～2.12(日)	国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区	本部町	15,838		沖縄国際洋蘭博覧会実行委員会
竹富町やまねこマラソン	2.11(土)	竹富町西表島(上原～白浜)	竹富町	1,233	172	竹富町体育協会
鯨海峡とかしき島一周マラソン	2.12(日)	渡嘉敷村内	渡嘉敷村	966	68	鯨海峡とかしき島一周マラソン大会実行委員会
OKINAWA STREET STYLE FESTIVAL 2006	3.31(金)～4.2(日)	県民広場 ジャスコ那覇店広場	那覇市	12,800		OKINAWA STREET STYLE FESTIVAL 2006実行委員会

※イベントは県共催等による結果報告、観光振興事業補助金事業報告に基づく
入場者数等については、開催者集計・延べ数となっている

9 観光振興地域制度

1 概要

観光振興地域制度は、沖縄振興開発特別措置法の改正により平成10年4月に創設された。

観光の振興を図るため、観光関連施設の整備を特に推進することが必要とされ、下記政令で定める要件を満たす地域が指定される。

当該制度は平成14年4月1日に施行された沖縄振興特別措置法に継承されており、地域指定は観光振興計画の中に盛り込み、主務大臣（内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣）の同意を受けることとなっている。

＜政令要件＞

- 1) 優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有すること
- 2) 自然的・社会的条件からみて一体として観光関連施設の整備を図ることが相当と認められること
- 3) 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること
- 4) 観光関連施設の整備が確実と見込まれること

なお、地域の指定は、原則として字を単位として必要最小限の範囲で行う。

2 指定地域

現在、15市町村における18地域が観光振興地域の指定を受けている。

（18地域の詳細は観光振興地域一覧表を参照）

3 優遇措置

指定された地域内で観光関連施設を新・増設する事業者に対して以下の優遇措置が講じられる。

（1）税制上の優遇措置（対象施設：特定民間観光関連施設）

【国税】

- ・法人税の投資税額控除
(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の8%)
限度額：法人税額の20%、繰越4年、取得価額の上限20億円

【県税】

- ・不動産取得税の課税免除又は不均一課税
- ・事業税を5年間、課税免除又は不均一課税
- ・固定資産税（大規模償却分）を5年間、課税免除又は不均一課税

【市町村税】

- ・固定資産税を5年間、課税免除又は不均一課税
- ・特別土地保有税の非課税
- ・事業所税の非課税等
(新增設に係る事業所税の非課税、事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

（2）資金の確保等

沖縄振興開発金融公庫の融資制度（沖縄観光・国際交流拠点整備資金）

4 特定民間観光関連施設

税制上の優遇措置の対象施設（特定民間観光関連施設）は以下のとおりです。

スポーツ・レクリエーション施設	ゴルフ場、庭球場、水泳場、スキー場、スケート場、体育館、トレーニングセンター、遊園地、野営場、野外アスレチック場、釣り場、マリーナ、遊漁船等利用施設、ダイビング施設、野球場*1、陸上競技場*1、蹴球場*1、遊覧船発着場*1、ボーリング場*2、弓場*2、漕艇場*2
教養文化施設	劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、図書館*1
休養施設	展望施設、温泉保養施設、海洋療法施設
集会施設	会議場施設、研修施設、展示施設*2
販売施設	沖縄振興特別措置法第16条第1項に規定する内閣総理大臣が指定する以下の要件を備えた施設 ①小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成 附帯施設：スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光に関する情報を提供する施設 ②①の事業者が小売施設及び飲食施設の設置 ③小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千m ² 以上 ④附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計の概ね4分1以上

*1の施設は国税（法人税）のみ、*2の施設は地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税）のみが対象。

なお、以下の事項に該当する施設は、当該優遇措置の対象施設から除外される。

【法人税】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関係特殊営業の用に供するもの
- ② 会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設（当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨を当該施設の利用に関する規程において明らかにしているものを除く）
- ③ 宿泊施設に附属する施設で、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの

【地方税】

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項（第6項）に規定する性風俗関係特殊営業（店舗型性風俗関係特殊営業）の用に供するもの
- ② 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設

観光振興地域一覧表

地 域 名	区 域	指定日
海 洋 博 公 園 地 域	本部町字備瀬、石川、山川、浜元	平成17年3月16日
カ ヌ チ ャ 地 域	名護市字汀間、三原、安部、嘉陽	平成17年3月16日
ブ セ ナ 地 域	名護市字喜瀬、幸喜	平成17年3月16日
北 谷 西 海 岸 地 域	北谷町北谷1丁目、2丁目、美浜1丁目、2丁目、字美浜並びに字美浜11番、12番、13番及び美浜3丁目20番地に接する海浜地の地先	平成17年3月16日
前 川 地 域	南城市玉城前川	平成17年3月16日
ト ウ リ バ 一 地 域	宮古島市平良久貝458-3番地、550-2番地、643-2番地及び643-3番地に接する海浜地の地先	平成17年3月16日
宮古島南岸・東平安名リゾート地域	宮古島市上野宮国、上野新里、城辺砂川、城辺友利、城辺保良、城辺新城、城辺比嘉、城辺福里、城辺長間	平成17年3月16日
川 平 地 域	石垣市字川平	平成17年3月16日
宜 野 湾 西 海 岸 地 域	宜野湾市大山7丁目、真志喜3丁目、4丁目、字宇地泊並びに大山7丁目680番3、680番4、680番7、2770番1、2770番5、真志喜4丁目807番、805番1及び805番2に接する海浜地の地先	平成17年3月16日
那 霸 中 心 市 街 地 ・ 新 都 心 地 域	那霸市おもろまち1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、旭町、字壺川、壺川1丁目、2丁目、3丁目、泉崎1丁目、2丁目、久茂地1丁目、2丁目、3丁目、字楚辺、楚辺1丁目、2丁目、壺屋1丁目、樋川1丁目、2丁目、前島1丁目、2丁目、牧志1丁目、2丁目、3丁目、松尾1丁目、2丁目、泊1丁目、2丁目、字安里、安里1丁目、2丁目、字大道	平成17年3月16日
読 谷 ニ ライ ・ カ ナイ リ ゾ ト 地 域	読谷村字宇座、渡慶次、儀間、高志保、瀬名波	平成17年3月16日
宜 野 座 サンライズリゾート地 域	宜野座村字松田、宜野座、惣慶、漢那	平成17年3月16日
久 米 島 イーフリゾート地 域	久米島町字真我里、比嘉、謝名堂、錢田、奥武、島尻、山城、真謝、宇根	平成17年3月16日
恩 納 海 岸 リ ゾ ト 地 域	恩納村字名嘉真、安富祖、瀬良垣、恩納、谷茶、富着、前兼久、仲泊、山田、真栄田	平成17年3月16日
金 武 湾 海 洋 性 リ ゾ ト 地 域	うるま市与那城屋慶名、平安座、平宮、桃原、上原、宮城、池味、伊計	平成17年3月16日
エ ア ウ エ イ リ ゾ ト 豊 見 城 地 域	豊見城市字豊崎、与根、瀬長	平成17年3月16日
平 久 保 ・ 野 底 地 域	石垣市字平久保、伊原間、野底	平成17年3月16日
伊 是 名 島 ・ 尚 円 王 夢 航 海 リ ゾ ト 地 域	伊是名村字伊是名、仲田、諸見、内花、勢理客	平成17年3月16日

10 沖縄県観光振興条例

昭和54年12月25日

条例第39号

改正 平成4年3月31日条例第27号

目次 前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 観光振興基本計画（第7条）
- 第3章 修景美化区域の指定等（第8条—第12条）
- 第4章 集落景観保存区域の指定等（第13条—第15条）
- 第5章 環境の美化（第16条）
- 第6章 不当な行為の禁止等（第17条—第23条）
- 第7章 雜則（第24条—第28条）
- 第8章 罰則（第29条—第34条）

附則

観光は、文化の交流を促進し、国内及び国際社会の相互理解を増進するとともに、経済の発展と生活の安定向上に寄与するものであり、平和と豊かさを象徴するものである。

したがって、観光の発達は、美しい豊かな郷土を創出し、恒久の平和と文化的な生活を享受しようとする我々が絶えず希求してやまないところである。

幸いにして、本県は、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然景観に恵まれ、また、近隣諸国との長い交流の歴史によって育まれた独特の文化を有している。これらの優れた資源を活用し、広く国民的更には国際的な観光及び保養の場を整備することは、すなわち本県の特性を生かすみちである。

しかしながら、現状は、本県の観光がその特性を生かすための基盤の整備及び環境の形成は必ずしも十分とは言えない。我々は、長期的かつ総合的な視点に立って本県の観光の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に努めなければならない。

ここに、我々は、観光の意義と本県の特性を深く認識し、観光の振興によって真に美しい豊かな郷土の創出に最善の努力を払うことを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本となる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、観光の振興を図るための基本的かつ総合的な施策を講じなければならない。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、当該市町村の区域の自然的・社会的諸条件に応じて、観光を振興するための施策を講ずるとともに、県の観光の振興に関する施策に協力するものとする。

(観光事業者の責務)

第4条 観光に関する事業を営む者（以下「観光事業者」という。）は、観光の意義を正しく認識して事業活動を行うとともに、県及び市町村の観光の振興に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、生活環境の美化及び親切な応対に自ら努めるとともに、県及び市町村の観光に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発計画等における配慮)

第6条 県、市町村及び地域の開発及び整備に関する事業を行う者は、地域の開発及び整備に関する事業の計画及びその実施に当たっては、観光の振興に寄与するよう配慮しなければならない。

第2章 観光振興基本計画

(観光振興基本計画)

第7条 知事は、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにした計画（以下「観光振興基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 観光振興基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本方針
 - (2) 観光の基盤の整備及び環境の形成に関する基本計画
 - (3) その他観光の振興に関する基本的な事項
- 3 知事は、観光振興基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県観光審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

第3章 修景美化区域の指定等

（修景美化区域の指定）

- 第8条 知事は、次の各号の一に該当する区域であって、美観風致を増進することにより特に観光の振興に寄与すると認めるものを修景美化区域として指定することができる。
- (1) 景勝地、名所若しくは史跡の区域、観光の対象となっている野外活動施設若しくは文化施設を含む区域又はこれらの区域と一体となって利用に供される区域（以下「観光地」という。）
 - (2) 観光地間を結ぶ主要な道路及びその沿線の区域
 - (3) その他知事が必要と認める区域
- 2 知事は、修景美化区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、修景美化区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、当該公告の日から4週間以内に縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該修景美化区域の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、修景美化区域を指定する場合には、その旨及びその区域を県の公報で公示しなければならない。
- 7 修景美化区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 8 修景美化区域の指定の解除及びその区域の変更については第2項、第6項及び前項の規定を、修景美化区域の拡張については第3項から第5項までの規定をそれぞれ準用する。

（修景美化区域内における修景美化計画の策定）

- 第9条 知事は、修景美化区域に関する計画（以下「修景美化計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 修景美化計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該区域の修景美化に関する方針
- (2) 修景美化事業の推進に関する事項
- (3) その他修景美化に関し必要な事項

（修景美化区域内における制限）

- 第10条 修景美化区域内において、修景美化のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可には、修景美化区域における美観風致の維持のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 修景美化区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。
- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（増築後において、その規模が基準を超えるものとなる場合における増築を含む）。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘探し、又は土石を採取すること。
 - (4) 屋外において廃棄車両、土木資材その他これらに類する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 4 知事は、修景美化区域の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、当該区域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その美観風致の維持のために必要な限度において、当該行為を禁止し、又は制限し、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 5 前項の処分は、第3項の届出をした者に対しては、当該届出のあつた日から起算して30日以内に限りすることができる。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項、第3項及び第4項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 修景美化計画に基づく事業の執行として行う行為
 - (3) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれ

がないもので規則で定めるもの

- (4) 法令に基づいて許可等を受けた者が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (5) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (6) 修景美化区域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

7 修景美化区域内において非常災害のために必要な応急措置として第1項に規定する行為をした者は、前項の規定にかかわらず、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 法令に基づいて届出をした者が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(原状回復命令等)

第11条 知事は、修景美化区域の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者、同条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者又は同条第4項の規定による処分に違反した者に対して、その美観風致の維持のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第12条 国等が行う行為については、第10条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。

2 国等は、第10条第3項又は第7項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前2項による通知（第10条第7項の規定により届出を要する行為に係る通知を除く。）があつた場合において、修景美化区域における美観風致の維持のために必要があると認めるときは、当該国等に対し、当該美観風致の維持のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

第4章 集落景観保存区域の指定等

(集落景観保存区域の指定)

第13条 知事は、次の各号の一に該当する区域であって、集落景観を保存することにより特に観光の振興に寄与すると認めるものを集落景観保存区域として指定することができる。

- (1) 伝統的な建築物その他の工作物が一体をなして沖縄らしい集落景観を形づくっている区域
 - (2) 集落の地割、屋敷林等が全体としてよく保存され、沖縄らしい特色を示している区域
 - (3) その他知事が必要と認める区域
- 2 集落景観保存区域の指定については第8条第2項から第7項までの規定を、集落景観保存区域の指定の解除及び変更については同条第2項、第6項及び第7項の規定を、集落景観保存区域の拡張については同条第3項から第5項までの規定をそれぞれ準用する。

(集落景観保存区域に関する保存計画の策定)

第14条 知事は、集落景観保存区域に関する計画（以下「保存計画」という。）を策定しなければならない。

2 保存計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該区域の集落景観の保存に関する方針
- (2) 当該区域における保存の対象となるもの及びその保存のための措置
- (3) その他保存に関し必要な事項

(集落景観保存区域内における制限)

第15条 集落景観保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は撤去すること。
 - (2) 屋敷林を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること。
- 2 知事は、集落景観保存区域の集落景観を保存するために必要があると認めるときは、当該区域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その集落景観の保存のために必要な限度において、勧告し、又は助言することができる。
- 3 次の各号に掲げる行為については、前2項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (2) 保存計画に基づく事業の執行として行う行為
 - (3) 国等が行う行為のうち、集落景観保存区域における集落景観の保存に支障を及ぼすおそれのないもので規則で定めるもの
 - (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、集落景観保存区域における集落景観の保存に支障を及ぼすおそれのないもので規則で定

めるもの

(5) 集落景観保存区域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

4 集落景観保存区域内において非常災害のために必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、前項の規定にかかわらず、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、集落景観保存区域内において国等が行う行為について、準用する。この場合において、第12条第2項中「第10条第3項又は第7項」とあるのは「第15条第1項又は第4項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「第10条第7項」とあるのは「第15条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 環境の美化

(環境の美化)

第16条 県及び市町村は、観光地及び観光地間を結ぶ主要な道路並びにその沿線の清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。

2 交通基盤施設、展望施設、宿泊施設、野外活動施設若しくは文化施設（以下「観光施設」という。）を設置する者又はこれらの施設を管理する者は、当該施設内において清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。

3 観光地間を結ぶ主要な道路に面して、若しくは接して店舗、事務所、工場等を設置する者又はこれらの施設を管理する者は、当該施設の周囲の清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。

4 観光地の訪問者又は観光施設の利用者は、観光地又は観光施設の清潔を保持するよう努めるものとする。

第6章 不当な行為の禁止等

(不当な客引き行為の禁止)

第17条 何人も、空港（航空法（昭和27年法律第231号）第40条の規定に基づき告示された飛行場の範囲をいう。）又はふ頭（港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定された同項第1号の商港区の区域をいう。）（以下「空港等」という。）において、空港等の利用者に対し、立ちふさがり、つきまとい、言い寄る等迷惑を感じさせるような方法を用いて、客引きをしてはならない。
(不当な案内の禁止)

第18条 観光旅客を案内する者は、観光旅客をその意思に反して、又は事実を偽つて、土産品店、飲食店、宿泊施設その他観光旅客の利用する施設（以下「土産品店等」という。）に案内してはならない。

(不当な金品の授受の禁止)

第19条 土産品店等を営む者は、当該土産品店等に観光旅客を案内した者（以下「案内者」という。）に対して、前2条に規定する禁止行為を誘発することとなる金品（以下「不当な金品」という。）を与えてはならない。

2 案内者は、観光旅客を土産品店等に案内することにより、当該土産品店等を営む者から不当な金品を受け取ってはならない。
(勧告)

第20条 知事は、土産品店等を営む者が、案内者に対して、不当な金品を与えていると認めるときは、当該土産品店等を営む者及び当該案内者に対し、不当な金品の授受をやめるべきことを勧告することができる。

(立入調査等)

第21条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該土産品店等を営む者及び当該案内者に対し、不当な金品の授受の事実に關し報告を求め、又はその職員に当該土産品店等を営む者及び当該案内者の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第22条 知事は、第20条の勧告を行い、又は前条の立入調査等を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その経緯及び結果について公表することができる。

(迷惑行為の禁止)

第23条 何人も、観光地又は観光施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (2) 展望所、休憩所等をほしいままに占拠すること。
- (3) 観光地の訪問者又は観光施設の利用者に対し、立ちふさがり、つきまとう等迷惑を感じさせるような方法を用いて、物品を販売すること。
- (4) その他観光地の訪問者又は観光施設の利用者に迷惑をかけること。

第7章 雜則

(監視指導体制の強化)

第24条 県の当該職員は、第16条第2項から第4項までに規定する者に対して、清潔の保持又は環境の美化を図るために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 県の当該職員は、前条各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(財政上の措置)

第25条 県は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(損失の補償)

第26条 県は、第10条第1項の許可を得ることができないため、同条第2項の規定により許可に条件を附せられたため、又は同条第4項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、第15条第2項の規定による勧告又は助言に従つたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3 前2項の補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(観光の日)

第27条 県は、県民が観光についての認識を新たにするとともに本県の観光を広く紹介する日として、観光の日を定める。

2 観光の日は、8月1日とする。

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第29条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 常習として第17条の規定に違反した者

一部改正〔平成4年条例27号〕

第30条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定に違反した者

(2) 第10条第2項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

一部改正〔平成4年条例27号〕

第31条 第10条第4項の規定による処分に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例27号〕

第32条 第17条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一部改正〔平成4年条例27号〕

第33条 第10条第3項又は第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例27号〕

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和55年2月規則第6号で同55年3月1日から施行)

2 昭和51年9月24日に策定された沖縄県観光開発基本計画は、第7条第1項の規定により策定された観光振興基本計画とみなす。

附 則(平成4年3月31日条例第27号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

沖縄県観光振興条例の施行期日を定める規則

(沖縄県規則第6号)

沖縄県観光振興条例(昭和54年沖縄県条例第39号)の施行期日は、昭和55年3月1日とする。

11 沖縄県観光振興条例施行規則

昭和55年2月28日

規則第7号

改正 平成12年3月21日規則第27号 平成15年10月17日規則第61号 平成17年7月26日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県観光振興条例（昭和54年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修景美化区域の指定の案の公告)

第2条 条例第8条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 修景美化区域の名称
- (2) 修景美化区域（区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域
- (3) 修景美化区域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

(公聴会)

第3条 知事は、条例第8条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公告するとともに、同条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により当該案件について異議ある旨の意見書を提出した者（以下この条において「異議ある者」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者に対しその旨を通知するものとする。
- 5 公聴会においては、異議ある者又は前項の規定により指定された者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 議長は、まず異議ある者その他意見を聽こうとする案件に対して異議のある者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 7 公聴会において、意見を述べる者が意見を聽こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 8 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(修景美化区域内における行為の許可申請書)

第4条 条例第10条第1項の規定による許可の申請は、修景美化区域内行為許可申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした図面
- (2) 申請に係る樹木等及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真

(修景美化区域内における行為の届出書)

第5条 条例第10条第3項の規定による届出は、修景美化区域内行為届出書（第2号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした図面
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした図面

(修景美化区域内における届出を要する建築物等の基準)

第6条 条例第10条第3項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル
- (2) 用排水施設 幅員2メートル
- (3) 鉄塔、煙突その他これらに類するもの 高さ20メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路その他これらに類するもの 長さ200メートル
- (6) その他の工作物 高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

(修景美化区域内における国等の行為で許可又は届出を要しないもの)

第7条 条例第10条第6項第3号の規則で定める行為は、国等が設置する施設及び設備の改築のほか、次の各号に掲げる施設の設置又は増築とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第2項の規定により行う保安施設事業に係る施設（護岸を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業に係る施設
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園又は緑地
- (4) 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第2条第3号に規定する公園事業に係る施設

(法令に基づいて許可等を受けた者が修景美化区域内において行う行為で許可又は届出を要しないもの)

第8条 条例第10条第6項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (2) 森林法第34条第1項又は第2項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (3) 自然公園法第13条第3項又は第14条第3項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (4) 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第36条第1項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (5) 沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年沖縄県条例第93号）第2条第1項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (6) 沖縄県立自然公園条例第13条第4項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為
- (7) 沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第6条第1項又は第2項の規定に基づく許可を受けた者が行う当該許可に係る行為

一部改正〔平成15年規則61号〕

(修景美化区域内における通常の管理行為等で許可又は届出を要しないもの)

第9条 条例第10条第6項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 修景美化のために植栽された樹木等の保育管理のための行為
- (2) 次に掲げる土地の形質の変更
 - ア 条例第10条第3項第1号の規定に基づき届け出た建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な最少限度のもの
 - イ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で高さが2メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 次に掲げる鉱物の掘採又は土石の採取
 - ア 条例第10条第3項第1号の規定に基づき届け出た建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な土質調査のために行うもの
 - イ 掘採又は採取の方法が露天掘りでないもの
 - ウ 当該行為による土地の形質の変更が前号イの土地の形質の変更と同程度のもの
- (4) 条例第10条第3項第1号の規定に基づき届け出た建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な土木資材その他の物の集積又は貯蔵
- (5) 次に掲げる場合を除き、農林漁業を営むために行う行為
 - ア 高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の新築、改築又は増築
 - イ 幅員が4メートルを超える用排水施設、農道又は林道の設置、拡幅又は改良
 - ウ 面積が500平方メートルを超えて、又は高さが2メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
- (6) 建築物の存する敷地内で行う行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による業務の履行として行う行為

(非常災害の応急措置として行った行為届出書)

第10条 条例第10条第7項の規定による届出は、修景美化区域内非常災害応急措置届出書（第3号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第4条第2項第1号に掲げる図面を添えなければならない。

(法令に基づいて届出をした者が修景美化区域内において行う行為で届出を要しないもの)

第11条 条例第10条第8項の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法第26条第1項の規定に基づく届出をした者が行う当該届出に係る行為
- (2) 沖縄県立自然公園条例第24条第1項の規定に基づく届出をした者が行う当該届出に係る行為

一部改正〔平成15年規則61号〕

(国等が行う行為の通知)

第12条 条例第12条第1項の規定による通知は、修景美化区域内行為通知書（第4号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の通知書には、第4条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(集落景観保存区域の指定の案の公告)

第13条 第2条の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第8条第3項の規定による集落景観保存区域の指定の案の公告について準用する。

(公聴会)

第14条 第3条の規定は、条例第13条第2項において準用する条例第8条第5項の規定による公聴会の開催について準用する。

(集落景観保存区域内における行為の届出書)

第15条 条例第15条第1項の規定による届出は、集落景観保存区域内行為届出書（第5号様式）を提出して行うものとする。

(集落景観保存区域内における国等の行為で届出を要しないもの)

第16条 条例第15条第3項第3号の規則で定める行為は、国等が設置する施設及び設備の改築のほか、第7条各号に掲げる施設の設置又は増築とする。

(集落景観保存区域内における通常の管理行為等で届出を要しないもの)

第17条 条例第15条第3項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる建築物の新築、改築、増築又は撤去

ア 地下に設ける建築物の新築、改築、増築又は撤去

イ 建築物の新築、改築、増築又は撤去で、その新築、改築、増築又は撤去に係る部分の高さが4メートル以下であり、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下であるもの

ウ 危険な建築物の撤去

(2) 次に掲げる工作物の新築、改築、増築又は撤去

ア 仮設の工作物の新築、改築、増築又は撤去

イ 地下に設ける工作物の新築、改築、増築又は撤去

ウ 次に掲げる工作物の新築、改築、増築又は撤去

(ア) 消防の用に供する望楼及び警鐘台

(イ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

(ウ) 農林漁業を営むために必要な用排水施設、水道その他これらに類するもの

エ その他の工作物（条例第14条第2項第2号の規定により集落景観保存区域に関する保存計画において保存の対象として定められた工作物を除く。）の新築、改築、増築又は撤去で、その新築、改築、増築又は撤去に係る部分の高さが4メートル以下であり、かつ、水平投影面積が10平方メートル以下であるもの

オ 危険な工作物の撤去

(3) 屋敷林の保育管理のための行為

(4) 前各号に定めるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(非常災害の応急措置として行った行為の届出書)

第18条 条例第15条第4項の規定による届出は、集落景観保存区域内非常災害応急措置届出書（第6号様式）を提出して行うものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第21条第3項又は条例第24条第3項の規定により職員の携帯する身分証明書は、第7号様式又は第8号様式によるものとする。

(損失補償の請求)

第20条 条例第26条第3項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和55年3月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式等記載省略

12 沖縄振興計画（抄）

（平成14年7月1日政府決定された計画の中から観光・リゾート関係の項目を抜粋した。）

第3章 振興施策の展開

1 自立型経済の構築に向けた産業の振興

活力ある民間主導の自立型経済の構築に向け、沖縄の産業の持つ競争力や産業展開の可能性を見極めて、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、農林水産業、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業、国際物流関連産業、地域資源等を生かした健康食品産業、環境関連産業等を、県経済をけん引する重点産業として戦略的な振興策を展開する。

また、地域経済を支える製造業、建設業等の既存産業については、市場ニーズや環境の変化に対応した取組を促進する。

さらに、産業活動の効果的展開のための環境整備を進めるとともに、重点産業と他の地域産業との連携を深め、産業間の相乗効果を高めることにより、経済全体の発展を図る。

あわせて、人材を育成・確保するとともに、研究開発等技術の向上を図ることにより、産業の高度化を促進する。

（1）質の高い観光・リゾート地の形成

美しい海と豊かな自然、沖縄独特の歴史、文化等魅力ある地域特性を生かし、国際的な海洋性リゾート地の形成や国民の総合的な健康保養の場の形成、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の体験・滞在型観光の推進、さらにはコンベンション拠点の形成など、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図る。

ア 国際的海洋性リゾート地の形成

国際的な海洋性リゾート地の形成に向け、観光振興地域制度を積極的に活用し、宿泊施設、ショッピング施設、レクリエーション施設、文化施設等観光関連施設の集積を促進するとともに、道路、港湾、公園、海浜等の観光関連公共施設の一体的・重点的な整備を推進する。

また、沖縄におけるショッピングの魅力の向上を図るとともに、さらにその新たな魅力の創出に向け、沖縄型特定免税店の空港外展開と併せて国際ショッピングモール構想の推進を図る。

さらに、国営沖縄記念公園における世界的規模の新水族館をはじめ、観光拠点施設の整備を推進するとともに、部瀬名地域及び中城湾港泡瀬地区においては、国際性や海洋性を備えたリゾート拠点の形成を図る。

観光・リゾート地のネットワーク化を強化する道路網の整備を進めるとともに、景観や周辺環境に配慮した道路、歩道・遊歩道、公園・緑地、マリーナ・フィッシャリーナ、海岸・養浜等、アメニティを高める公共インフラの整備を推進する。

また、自然環境の保全や再生に積極的に取り組むとともに、電線類地中化等良好な景観の形成、沖縄らしい魅力ある県土の修景綠化やまちづくり等を推進し、快適で美しい観光・リゾート空間の創出に努める。

イ 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

高齢化の進展、心の豊かさやいやしを求める国民の価値観とライフスタイルの変化、さらには健康志向の高まりなどに対応して、沖縄の持つ温暖な気候や豊かな自然環境、健康長寿に適した生活環境等の地域特性を生かし、沖縄を長期滞在も可能な国民の総合的な健康保養の場と位置づけ重点的にその形成を図る。

このため、国際的な海洋性リゾート地の形成のための施策に加え、保養、健康増進等に関連する施設、機能の整備や、これを支える保健医療機関とのネットワークの充実を図る。

また、障害者や高齢者に配慮し、バリアフリー化を図るなど安心して快適に滞在できる施設づくりを促進する。

さらに、健康面での保養効果の検証も含め、健康増進や高齢者保養に関するモデル事業の実施など、健康保養の場の形成に向けた地域における様々な取組を促進する。

また、沖縄の多様な食材を生かし、健康の保持増進に資する食の提供や健康食品の開発、普及等の促進を図る。

沖縄の豊かな自然を生かし、エコツーリズムを促進する。

このため、保全利用協定の活用を促進するとともに、国立・国定公園をはじめとする自然公園の保護、整備等に努め、西表野生生物保護センター、やんばる野生生物保護センター及び国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいては、貴重な生物資源の研究・保護活動と併せて、エコツーリズムの拠点としての積極活用を図る。また、地域の特性を踏まえたエコツーリズム等のルールづくりや、自然環境と調和した魅力あるプログラムの作成を促進するとともに、情報の収集、提供等に努める。

また、保全利用協定等の活用を併せて図りながら、亜熱帯地域の豊かな自然環境、景観、伝統文化等を生かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、ダイビング、修学旅行生の体験学習を積極的に促進する。

さらに、世界遺産の首里城跡をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保全と周辺を含めた整備及び歴史的な建物・まち並みの保全や復元を図るとともに、これらをネットワーク化した琉球歴史回廊の形成を促進する。

体験・滞在型観光に関連する体験提供施設等の整備を図るとともに、多様な宿泊施設の整備を促進する。

また、体験・滞在型観光のガイド、インストラクター等の養成に取り組む。

ウ コンベンション・アイランドの形成

サミット首脳会合の開催地としての実績と、県全域がリゾート地ともいえる沖縄の特性を生かして、沖縄観光の付加価値の向上に資する国際会議等の開催を推進するほか、野球、サッカー等のスポーツキャンプの誘致、各種芸能、音楽の交流を促進するなど、コンベンション・アイランドの形成を図る。

国際会議等各種会議の沖縄開催については、各省庁連絡会議の活用をはじめ、国、沖縄県、国際観光振興会等が一体となって積極的に取り組む。

また、コンベンション需要に対応し、国際会議場等コンベンション施設の整備を促進するなど、コンベンション機能の充実を図る。

さらに、コンベンション受入体制の充実を図るために、国際会議等の専門業者の育成、ボランティア組織の充実強化、国際会議等にも適応できる専門的な通訳の育成、接遇研修の実施等人材育成を強化する。

エ 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

県民と行政が一体となった良質なサービスの提供、安全・衛生対策の実施、環境の美化、台風時の観光客対策、(財)沖縄観光コンベンションビューロー(O C V B)の充実強化、市町村等との連携強化など、観光客の受入体制を整備するとともに、温かく迎えるためのホスピタリティーの高揚に努め、リピーターの増加と観光・リゾート地としての評価の向上を図る。

また、外国語の案内標識の整備、外国人向け観光案内所の充実など、外国人にも優しい観光地づくりを推進する。

観光情報システムの充実強化を図るとともに、沖縄の豊かな自然景観や、独特的の風土、伝統文化、歴史等をデジタルアーカイブとして整備し、沖縄情報の発信機能を強化する。

観光客の多様なニーズに対応できる人材の育成・確保を図るため、県内大学、専門学校等における観光関連の学科等の拡充強化を促進する。

沖縄への誘客については、魅力あるイベントの創出を図るとともに、行政と旅行関係企業・団体が連携して、誘客プロモーションを強化する。

また、海外における誘致宣伝活動については、県及びO C V Bの海外事務所のほか、国際観光振興会の海外ネットワークを通じた沖縄観光の宣伝・情報提供等に努め、中国、台湾、韓国、香港等を中心とする外国人観光客の誘致を強化する。

沖縄観光をさらに魅力的なものにするため、夜間や、雨天時及び季節を問わず楽しめるショービジネスをはじめとした多様なエンターテイメントづくりを促進する。

国内外航空路線網の拡充を促進するとともに、当面航空運賃及び沖縄自動車道通行料金の低減に係る措置を継続し、アクセス条件の改善を図る。

那覇空港については、沖合いへの空港施設の展開等について検討を行い、必要な整備を図るとともに、旧国内線ターミナル地区の利用について検討を行い、必要な整備を図る。また、貨物ターミナル等狭隘化が進みつつある地区について、所要の施設の整備拡充を図る。那覇空港へのアクセスを向上させる那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、臨港道路(空港線・浦添線)、沖縄都市モノレール等の整備を推進する。

また、沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、旅客船ターミナル等の港湾施設の整備を進めるとともに、観光案内等の受入機能の充実を図る。

さらに、沖縄県内における観光客の移動の円滑化を図るため、共通乗車船券制度及び利用者利便増進事業制度の活用を促進する。

オ 産業間の連携の強化

沖縄経済をダイナミックにけん引するリーディング産業として、産業間の連携を強化し、観光・リゾート産業の経済波及効果の拡大を図る。

このため、土産品の製造販売等を通じた製造業や伝統工芸産業の活性化を図るとともに、農林水産物等消費財の県内供給の拡大を促進する。また、沖縄らしい料理サービスとして、地域食材を生かした料理メニューの開発、食材の供給体制の整備を推進する。

さらに、保健、医療、福祉との連携を強化するほか、健康増進、美容等のためのケアビジネスや、海洋レジャー、スポーツ活動の拡大に対応した関連産業の新規創出を促進するとともに、音楽、文化、芸能、ファッション産業等との連携を図る。

第4章 圏域別振興の方向

1 北部圏域

【振興の基本方向】

(1) 産業の振興

ア 観光・リゾート産業の振興

基幹産業として地域の他の産業のけん引役となることが期待される観光・リゾート産業については、健康・長寿関連産業、農林水産業等他の産業との有機的な連携を図りつつ、豊かな自然や伝統文化、地域の営み等、地域との交流機会を提供していく「文化交流型産業」として新たな視点で取り組み、観光の通年化、滞在の長期化を図る。

このため、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を促進するとともに、健康・保養をテーマとした観光を促進するため、健康増進施設等の整備を図る。さらに、各種イベントの誘致促進やスポーツ・リハビリ機能を備えた施設等の整備により、イベント・スポーツ観光を促進する。

また、国際的観光・リゾート地の形成を目指し、恩納村から名護市を経て本部町に至る西海岸地域に定着している人の流れを拡大し北部地域全体に波及するよう、各観光・リゾート拠点の整備を図るとともに、各拠点の連携強化に向け周遊ルート化を促進する。

このため、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の拠点機能の充実や、世界遺産の今帰仁城跡の整備・保全、自然環境等観光資源の保全・創出に努める。

また、各観光・リゾート拠点のテーマ性を持たせたネットワーク化とともに、アクセス道路、駐車場及びインフォメーション施設等の整備や、総合的な公共交通等のネットワークの充実により、観光客の移動の利便性を高める。

国頭3村にまたがる広大な森林地域については、適切な保全管理や多面的活用をはじめ、国立公園化を検討する。

さらに、赤土流出防止対策等の環境対策による観光資源の維持・向上や、良好な景観の形成、魅力あるまちづくり等を推進し、豊かで美しい観光・リゾート空間の創出を図る。

2 中部圏域

【振興の基本方向】

(1) 産業の振興

ア 観光・リゾート産業の振興

宜野湾市から読谷村に至る西海岸地域においては、沖縄コンベンションセンターを中心に、マリーナ、人工海浜、リゾートホテル等が整備されており、これらの施設を連携させるとともに、宿泊施設等のコンベンション支援機能及び都市型リゾート施設を拡充強化し、人と情報の交流ゾーンの形成を推進する。

沖縄観光の魅力を高めるため、観光振興地域において、沖縄型特定免税店の空港外展開とあわせて、国際ショッピングモール構想の推進を図る。

東海岸の中城湾港泡瀬地区においては、東部海浜開発を促進し海洋性レクリエーション機能を導入することにより、海に開かれた国際交流リゾート拠点等を形成する。

また、与勝半島、具志川市、石川市など、金武湾に面した地域は、一体的な地域として、健康長寿をテーマとした体験・滞在型観光を促進する。

さらに、世界遺産の中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡の遺産群等については、文化交流型観光への取組の一環として、歴史的景観の保全、これと調和した周辺整備及び観光ルート化等を促進し、琉球歴史回廊の形成を図る。

また、国際色豊かなおきなわマラソン、中部トリムマラソン、ピースフルラブ・ロックフェスティバル等の各種イベントやレクリエーション活動を促進するとともに、エイサー等の伝統芸能や、異文化と融合して生まれたオキナワンミュージック等を活用した観光振興の取組を促進する。

3 南部圏域

【振興の基本方向】

(2) 産業の振興

ア 観光・リゾート産業の振興

西海岸地域においては、空港、港湾等の施設と連携したショッピング施設や海洋レクリエーション施設等を整備し、コースタルリゾートの形成を図る。

東海岸地域においては、海洋レジャー施設等の整備による海洋性レクリエーション基地の形成を図る。また、健康食品等地域特産品の開発を促進するとともに、健康・保養をテーマとした観光振興を図る。

国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園の整備充実を図るとともに、識名園、玉陵等の琉球王国のグスク関連遺産群とその周辺地域の整備を促進する。

また、圓比屋武御嶽を起点として玉城グスクに至る「東御廻い」の史跡や景勝地を経由する沖縄のみち自転車道を整備し、歴史的遺産群を結ぶ観光ルートの整備を促進するなど、琉球歴史回廊の形成を図る。

さらに、沖縄戦跡国定公園を中心とした平和学習拠点の形成を図る。

ラムサール条約に登録された漫湖については、都市における環境教育や自然観察の拠点地域としてその整備を図る。

離島地域においては、豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を促進するため、宿泊施設やレクリエーション施設の整備など受入体制の強化を促進するとともに、多様化する観光ニーズに対応する各種イベント、観光プログラム等の開発により観光の通年化、長期化を図る。

4 宮古圏域

【振興の基本方向】

(2) 産業の振興

イ 観光・リゾート産業の振興

「全日本トライアスロン宮古島大会」等の定着により、観光客は増加しており、今後とも地域の特性を生かした魅力ある観光・リゾート地づくりを推進する。

このため、島の特性を生かした体験・滞在型観光を可能にするレクリエーション施設や長期滞在型施設、数多く所在する歴史・文化遺産を生かした「歴史・文化ロード」の整備を促進する。

ウェルネス等の健康・保養をテーマとした観光や、ダイビングをはじめとしたマリンスポーツの振興を図るとともに、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の農業や水産業と連携した観光を促進する。

また、本土とのチャーター便就航の実績を重ね、航空路線の拡充を図るとともに、国内外の大型クルーズ客船の就航を促進する。

平良港については、宮古圏域の観光・リゾート拠点としての整備を図るためコースタルリゾートプロジェクト（トゥリバー地区）を推進する。

下地島空港の周辺地域については、観光資源である海洋景観の保全を図るとともに、スポーツレクリエーション施設等の整備を促進する。

5 八重山圏域

【振興の基本方向】

(1) 産業の振興

ア 観光・リゾート産業の振興

石垣島を中心とした国際的な観光・リゾート地の形成を図るため、本土との航空路線の拡充、海外との航空路線の開設、国内外の大型クルーズ客船の就航などを促進し、アクセス条件の改善を図るほか、石垣港については、離島ターミナルの再編等、観光・リゾート拠点としての整備を促進する。周辺離島間海上航路網の拡充を図るとともに、共通乗車船券の活用による周遊ルートの多様化を図り、個性あふれる島々の魅力を生かした観光を促進する。

また、イリオモテヤマネコ等の天然記念物が生息する亜熱帯自然林、マンゴープラン等が密集する河口域や我が国最大のサンゴ礁域を活用したエコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を促進する。

観光振興に当たっては、恵まれた自然環境の保全が重要であり、そのための取組を強化する。西表国立公園に属する石西礁湖ゾーンをはじめとしたサンゴ礁を保全するとともに、観光資源としての活用を図る。また、国際サンゴ礁研究モニタリングセンターとの連携を図る。

さらに、竹富島の伝統的建造物群保存地区等における歴史風土に育まれた集落景観をはじめ、民俗芸能や文化遺産等、島々のもつ魅力を生かすとともに、「石垣島トライアスロン大会」や「大海洋祭マンタビア」等各種イベントの充実を図る。

与那国島においては、海底観光資源等の特異な観光資源を十分に生かすため、観光・リゾート施設の整備を促進する。また、東南アジア等に近い同圏域の地理的特性を生かし、国境を接する台湾との交流を促進する。

13 外郭団体の概況

◇ 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

1 概要

- (1) 設立年月日 昭和47年5月8日（平成8年4月1日 現名称へ変更）
(2) 設立趣旨 沖縄県の観光・コンベンション施策等に基づき、沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
(3) 基本財産 1,083,765千円
(4) 役員 会長 仲吉朝信 常務理事 洲鎌 孝
(5) 役割
- ◇ 沖縄観光の総合窓口（全県組織のセンター機能）
 - ◇ 観光業界との連携機能
 - ◇ 観光客の誘客及び受入
 - ◇ コンベンションの推進
 - ◇ 先駆的収益事業の展開

2 事業内容

【公益事業部門】

- (1) 誘客宣伝事業
 - (I) テーマ別誘客プロモーション事業 (I) 路線別誘客プロモーション事業
 - (I) メディアミックス事業 (I) 観光宣伝物作成事業
- (2) 観光情報センター運営事業
- (3) コンベンション振興事業
 - (I) 国際観光都市事業（県補助事業） (I) 国際会議等誘致・支援事業（県委託事業）
 - (I) スポーツコンベンション誘致・受入推進事業
- (4) 県外事務所運営事業
 - (I) 東京事務所 (I) 大阪事務所 (I) 北海道観光・物産情報センター
 - (I) 韓国事務所 (I) 台北事務所
- (5) 受入対策事業
 - (I) めんそーれ沖縄県民運動推進事業
 - (I) ちゅら島観光地形成推進事業
 - ①台風時観光客対策事業 ②観光人材育成センター事業
 - (I) 沖縄県産業振興基金事業
 - (I) 観光関連行催事業
- (6) 観光案内所運営事業
- (7) 観光振興事業
- (8) フィルムコミッション推進事業
- (9) イベント推進事業
 - (I) 第19回サントピア沖縄補助事業 (I) 観光イベント振興補助事業
 - (I) スポーツコンベンション等補助事業
 - (I) 沖縄花のカーニバル2007

【収益事業部門】

- (1) 旧海軍司令部壕運営事業
- (2) プセナ海中公園事業所運営事業
- (3) 観光コンベンション施設管理事業
 - (I) 沖縄コンベンションセンター施設管理運営事業
 - (I) 万国津梁館施設管理運営事業

【特別会計】

- (1) 沖縄自動車道利用促進事業

3 県の財政支援状況

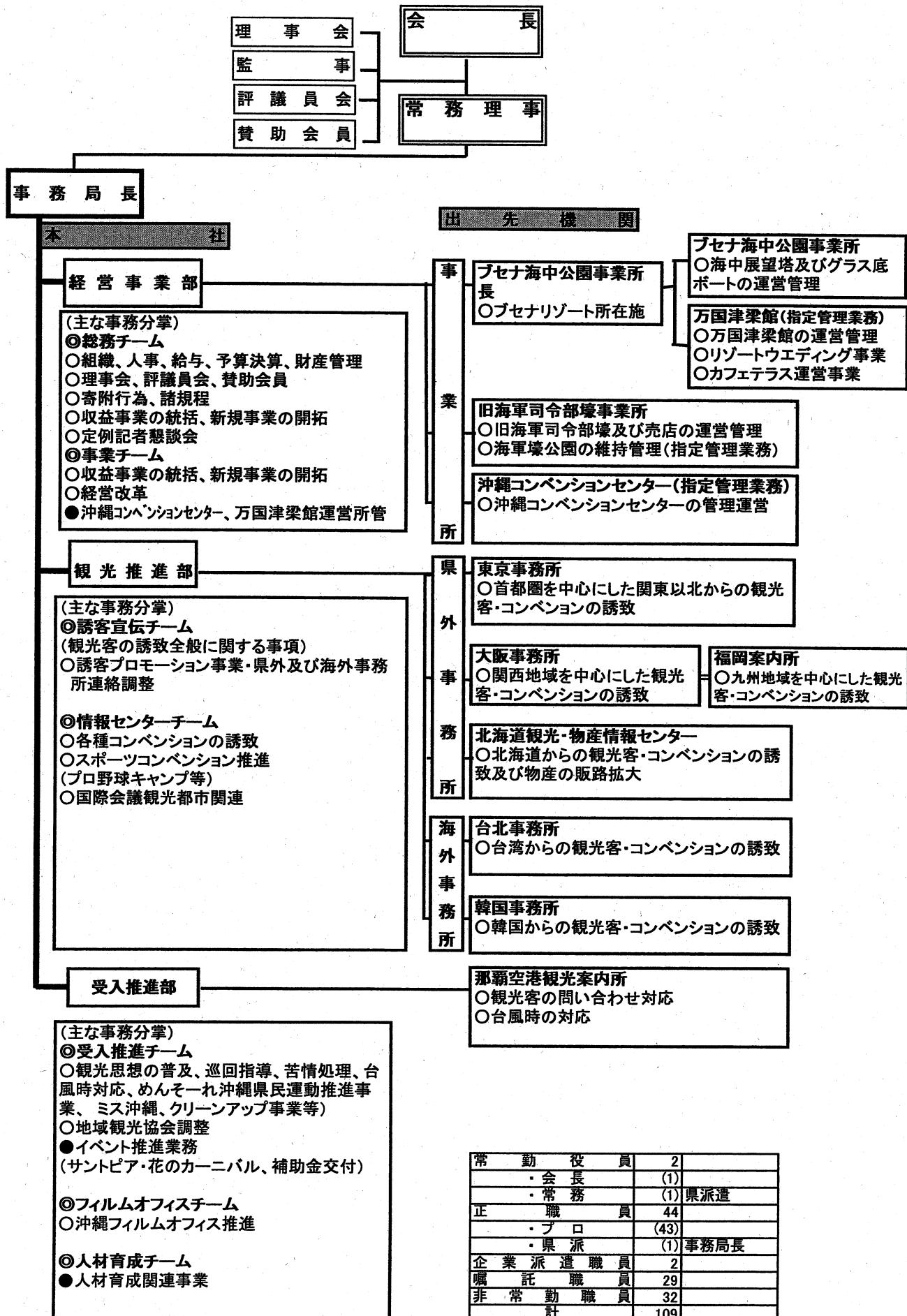
(単位:千円)

年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
補助金額	530,661	466,531	401,537	416,783	457,423	430,318	375,436	441,206	542,139	412,804	413,923

※平成18年度は当初予算額

財団法人沖縄観光コンベンションビューロー組織図

平成18年4月1日現在



◇ブセナリゾート株式会社

(平成18年4月1日現在)

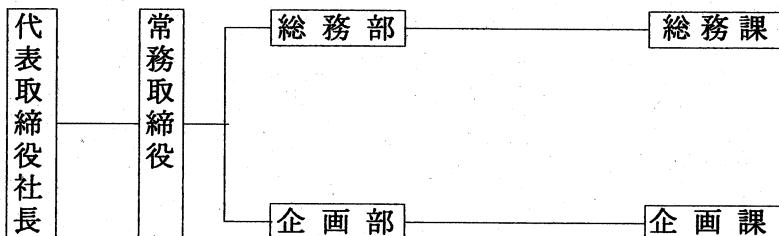
1 設立年月日 : 平成2年4月2日

2 設立目的 : 県が策定した「部瀬名岬地域海浜リゾートマスター プラン」(平成2年)に基づき、部瀬名岬地域を本県リゾート開発のモデルと位置付け、国際的に通用する滞在型メガリゾートの整備促進を目的に、沖縄県、名護市、恩納村、(財)沖縄観光コンベンションビューロー及び民間等の出資により、平成2年4月に設立。

3 資本金 : 341,000千円 県 66,000千円、名護市 20,000千円、恩納村 3,000千円
(財) 沖縄観光コンベンションビューロー 16,000千円
(株) 琉球銀行 10,000千円、(株) 沖縄銀行 10,000千円、
(株) 沖縄海邦銀行 10,000千円、沖縄電力(株) 30,000千円、
(株) 国場組 30,000千円、オリオンビール(株) 10,000千円、
喜瀬区 1,000千円、金秀リゾート(株) 50,000千円、
大同火災海上保険(株) 10,000千円、(株) 国建 5,000千円 他

4 役員 代表取締役社長 比嘉幹郎、
取締役 9名、監査役 2名

5 組織及び職員数 :



6 事業内容

- (1) 部瀬名岬の土地貸付契約更新に係る地権者調整業務
- (2) 部瀬名岬の事業者連絡会議及び用地管理委員会の運営業務
- (3) 名護漁協との事業者連絡会議及び用地管理委員会の運営業務
- (4) ブセナクリーンリード及び名護市道部瀬名線等の維持管理業務

7 県の助成状況 (単位:千円)

年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
補助金額	0	0	130,000	0	0	89,656	116,707	37,165
年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	220,551	37,250	70,659	41,194	36,538	36,191	36,783	0

※平成18年度は当初予算額

14 観光リゾート関連刊行物一覧

平成18年4月

発行年度	報告書等名	内容	所管課	配布	HP掲載	備考
17	観光要覧(平成16年版)	平成16年の観光に関する統計資料等	観光企画課	△	○	
	沖縄観光バリアフリー化推進事業報告書	観光バリアフリー化の基本的な考え方に基づいた諸施策の展開とその課題について	観光企画課	○	○	
	平成17年度観光統計実態調査	県外及び外国観光客の旅行内容と観光消費額の推計、日本全国を対象とした沖縄観光に係るマーケティング調査	観光企画課	○	○	
	沖縄離島地域観光情報発信事業報告書	沖縄県内離島の観光資源調査及び、効果的な観光情報発信方策の検討	観光振興課	○	×	
	沖縄県観光産業人材育成事業報告書	観光産業に従事する人材の資質向上を目指した研修の実施、システム作り検討についての事業報告	観光振興課	○	×	
16	観光要覧(平成15年版)	平成15年の観光に関する統計資料等	観光企画課	△	○	
	第2次沖縄県観光振興計画	沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する3年計画(平成17~19年度)	観光企画課	○	○	
	沖縄県国際映画祭調査事業報告書	沖縄国際映画祭の実施可能性調査	観光企画課	○	○	
	沖縄空手交流推進事業報告書	「沖縄空手」を通じた「文化交流型観光」促進方策の検討	観光企画課	○	○	
	観光連携型特産品マーケティング事業報告書	観光土産品のブランド化に係る検討	観光企画課	○	○	
	沖縄観光バリアフリー化の基本的な考え方	国内外におけるバリアフリー観光の実態や動向等調査	観光企画課	○	○	
	レンタカー観光調査報告書	レンタカー観光の実態把握等調査を基に方向性と対応のあり方の検討	観光企画課	○	○	
	台風襲来時における観光客の航空輸送対策調査報告書	台風時における那覇空港等の混雑や滞留状況の軽減に向けた基本的な解決方策の提言	観光振興課	○	○	
	エコツーリズム推進事業報告書	空港的な推進機関設立、認定制度構築、仲間間海域における保全利用協定などの検討についての事業報告	観光振興課	○	×	
15	沖縄県観光産業人材育成事業報告書	観光産業に従事する人材の資質向上を目指した研修の実施、システム作り検討についての事業報告	観光振興課	○	×	
	観光要覧(平成14年版)	平成14年の観光に関する統計資料等	観光企画課	△	○	HP抜粋掲載
	沖縄特産品実態調査等事業報告書	県内外の消費者・事業所調査、先進事例調査を行い、「沖縄ブランド」構築の方向性を提言	観光企画課	○	○	
	沖縄県観光産業実態調査報告書	県内観光関連産業の実態を地区別、業種別、規模別に調査。売上高や雇用、売上原価構成などの状況を把握	観光企画課	概要版	○	観光要覧へ概要掲載
	沖縄観光客満足度調査報告書	観光客の沖縄観光に対する満足度調査	観光企画課	○	○	観光要覧へ概要掲載
	観光客移動利便性向上対策調査報告書	観光客流动実態調査や交通機関を対象にしたヒアリングなどにより、観光交通の課題等を整理分析。利便性向上に向け提言	観光企画課	○	○	観光要覧へ概要掲載
	エンターテイメント事業可能性調査報告書	本県特有の伝統文化や芸能、音楽等に関わる地域資源を活用した新たなエンターテイメントを検討	観光企画課	○	○	
14	エコツーリズム推進事業報告書	エコツーリズム推進計画策定、モデル地域実施調査、仲間川保全利用協定締結など事業内容についての報告書	観光振興課	○	×	
	健康保養型観光推進事業報告書	健康保養型観光のモールツー実施報告 商品化に向けての提言	観光振興課	○	○	HPは要約版掲載
	沖縄県観光産業人材育成事業報告書	観光産業に従事する人材の資質向上を目指した研修の実施、システム作り検討についての事業報告	観光振興課	○	×	
	観光要覧(平成13年版)	平成13年の観光に関する統計資料等	観光企画課	△	×	在庫切れ間近
	沖縄県観光振興基本計画	沖縄県観光振興条例で策定を定めている10年計画(平成14年度~23年度)	観光企画課	○	○	
	沖縄県観光振興計画	沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する3年計画(平成14~16年度)	観光企画課	○	○	
13	沖縄県観光統計の体系的整備と活用	観光統計の整備と活用について検討	観光企画課	×	×	在庫なし
	エンターテイメント事業可能性調査報告書	新しいエンターテインメントの創出を目指した、主にゲーミングに関する調査・検討	観光企画課	○	○	
	エコツーリズム推進事業報告書	国際ワクショップ開催、モデル地域調査、推進体制検討など事業内容についての報告書	観光振興課	○	×	
	エコツーリズム国際大会沖縄報告書	H14.11に4日間で開催された国連・国際エコツーリズム年「エコツーリズム国際大会・沖縄」の報告書	観光振興課	○	×	
13	観光要覧(平成12年版)	平成12年の観光に関する統計資料等	観光企画課	×	×	在庫なし
	北部地域リゾート・コンベンション形成推進調査	北部地域におけるリゾートコンベンションのあり方、振興策についての検討	観光企画課	△	×	在庫切れ間近
	沖縄観光振興アクションプラン策定関連調査	観光振興計画策定に向けての現状把握、課題整理	観光企画課	△	×	在庫切れ間近
	沖縄観光土産品調査報告書	観光客の土産品消費実態調査、販売サイドの実態調査などをふまえた戦略的な土産品づくりについての提言	観光振興課	×	×	在庫なし

※参考 (財) 沖縄観光コンベンションビューロー実施調査報告書

発行年度	報告書等名	内容	所管課	配布	HP掲載	備考
13	海の資源を利活用したエコツーリズムプログラム開発検討調査報告書	海のエコツーリズムプログラムについての調査・検討、展開案	OCVB	×	○	
	エコツーリズム推進のためのフィールド調査事業報告書	受入体制づくりとツアー商品プログラム作りのあり方についてまとめた報告書 ※商品化のための実践手引書も付属	OCVB	×	○	県委託調査
	与那国海底観光資源調査報告書	海底資源を活用した旅行商品の造成や効果的な宣伝・PRの開発など、具体的な方策についてとりまとめた報告書	OCVB	×	○	
12	沖縄観光客満足度調査報告書	観光客の満足度を視点に、沖縄観光の受入体制の現状・課題を検討	OCVB	×	○	
	沖縄ウェルネス推進3ヶ年計画書	健康をテーマとする滞在型観光として注目されるウェルネスツアーや開発・展開を検討	OCVB	×	○	県委託調査
11	沖縄観光マーケティング調査報告書	沖縄観光市場のマーケット構造の現状と今後の有望マーケットの動向、各マーケットの拡大に向けた対応のあり方について明らかにした報告書	OCVB	×	○	
	沖縄の観光を考える百人委員会報告書	21世紀の沖縄観光の方策について検討、提言	OCVB	×	○	

※参考 県内各機関で作成された沖縄の観光に関する調査報告書等一覧

平成18年11月

調査機関	調査報告書名	調査年度	H P掲載
沖縄総合事務局総務部 調査企画課 (866-0065)	自立型経済構築に向けた観光・リゾート産業を中心とした産業の複合化（産業の連携方策）に関する調査	15	○
	長期滞在型リゾート形成調査	14	○
	海洋観光資源の利活用方策に関する調査	14	○
	沖縄の観光振興諸施策の展開方向検討調査報告書	13	×
沖縄経済同友会 (868-8439)	那覇市ウォーターフロントの魅力づくりへの提案	17	×
	「那覇市の都市観光の魅力づくり」研究活動報告書	15	×
	沖縄型ゲーミング事業報告書	15	×
(財)南西地域産業活性化センター 総務部 (866-4591)	奄美地域の活性化支援事業～奄美沖縄の観光連結を目指して～	17	×
	離島地域観光活性化推進事業	16	×
	県内の新たな魅力を活用した観光客誘致の方策に関する調査	16	×
	中城地域における産業活性化構想策定調査	16	×
	ランドファーム事業の実現可能性調査	16	×
	名護市東海岸地域（二見以北10区）における地域交流拠点基本計画策定	16	×
	金武町における複合型リゾート形成に関する調査研究	15	×
	観光産業における沖縄音楽のプロデュース事業展開	15	×
	海外観光客誘致に関する戦略立案	14	×
	沖縄県における観光・リゾート地域の保安灯整備のあり方	14	×
	離島フェア開催の意義と効果及び今後のあり方に関する調査	13	×
	宮古地域観光振興アクションプログラム策定事業	13	×
	平良市観光振興基本計画策定調査	13	×
	下地町観光振興基本計画策定調査	13	×
(財)雇用開発推進機構 (859-6140)	活かせ！沖縄の優位性・島人の宝	17	×
	沖縄の新観光ビジネス	16	×
	沖縄のエコツーリズムの可能性	15	×
	沖縄における観光産業等若年アルバイトの職業意識調査	13	×
	観光産業の活性化戦略と人材育成の研究	12	×
	沖縄の芸能・文化の産業化の可能性	10	×
(財)沖縄県産業振興公社 (859-6239)	沖縄のリゾートウェディングの現状及び求められる人材ニーズ調査	17	×
(社)沖縄県対米請求権事業協会 (863-1632)	沖縄観光人材育成フォーラム	13	×
	沖縄観光人材の育成・活用・確保	13	×
日本銀行那覇支店 総務課 (869-0117)	うちなー金融経済レビュー「最近における県内観光産業の動向と今後の課題について」	18	○
	うちなー金融経済レビュー「移住者増加による沖縄県経済への影響について」	18	○
	特別調査資料「イラク戦争による沖縄観光への影響について」	13	×
	特別調査資料「那覇市内ホテルの現状と課題について」	13	×

調査機関	調査報告書名	調査年度	HP掲載
沖縄振興開発金融公庫 企画調査部調査・政策評価課 (941-1725)	2002年度ホテル経営状況		○
	2001年度ホテル経営状況		○
	2000年度ホテル経営状況		×
	県内ホテルの経営課題と改善に向けた方向性		○
(株)海邦総研 経営企画部(869-8700)	沖縄経済OUTLOOK⑥「観光客の見込み客獲得と新規顧客の増大を図る」(かいぎんエコマガVol.06)	17	×
	沖縄経済OUTLOOK⑦「自社商品のポジションを確認し、差別化して優位性を見出す」(かいぎんエコマガVol.07)	17	×
	うちなー素材マーケティング③「沖縄リゾートウェディング市場の現状と課題」(かいぎんエコマガVol.11)	17	×
	うちなー素材マーケティング④「県内宿泊施設の動向」(かいぎんエコマガVol.12)	17	×
	沖縄県におけるインセンティブ・ツアーリアル調査(プリテスト調査)報告書	17	×
	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の北部経済への波及効果調査報告書	17	×
	沖縄県観光産業人材育成事業報告書	17	×
	沖縄県観光産業人材育成事業報告書	16	×
	海浜(ビーチ)を活用したスポーツ、エンターテイメント、ファッショントを融合した新商品・サービスの開発	16	×
	沖縄県における2006年プロ野球春季キャンプの経済効果	18	○
(株)りゅうぎん総合研究所 (835-4650)	久米島における楽天キャンプの経済効果およびマスコミによるPR効果について	17	○
	沖縄県における2005年プロ野球春季キャンプの経済効果	17	○
	宿泊特化型ホテルの最近の動向について	16	○
	沖縄県におけるプロ野球春季キャンプの経済効果	15	○
	県内観光の最近の動き	14	○
	観光リゾート産業の振興に関する県民の意識調査	13	○
	入域観光客数減少の県経済への影響	13	○
	宮古島プロ野球キャンプの経済効果(試算)について	18	○
(株)おきぎん経済研究所 (869-8711)	第22回全日本トライアスロン宮古島大会 経済効果(試算)について	18	○
	第21回全日本トライアスロン宮古島大会経済効果の試算	17	○
	沖縄観光の現状・課題と今後の展望	17	×
	観光業実態調査シリーズ①「新たな宿泊業態」	17	×
	沖縄県都市モノレール沿線開発動向調査(モノレール駅周辺地域の経済効果)	16	×
	台湾経済と沖縄経済レポート① (台湾観光客の現状と今後の課題)	16	×
	台湾経済と沖縄経済レポート② (台湾観光客の県内の受入実態と課題)	16	×
	那覇市ビジネスホテル調査	16	×
	沖縄観光土産品調査報告書	13	×

※上記の調査報告書に関してのお問い合わせは、各機関へ直接お問い合わせください。